

事務事業名		戸籍事務		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業																									
政策体系	政策名	017 自立した行政運営の確立		事業期間																									
	施策名	310 効率的で質の高い行政運営の推進																											
	基本事業名	011 成果重視の行政運営の推進		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和 23年度～)																									
根拠法令		戸籍法、戸籍法施行規則		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																									
所属	部課名	生活福祉部市民環境課		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 03 01 01 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)																									
	課長名	安田 由紀男																											
	係名	市民登録係	電話 0192-27-3111																										
	担当者	小松 幸恵	内線 123																										
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) ・当市に本籍を有する者等からの届出等による事項を戸籍簿に記載し、戸籍謄抄本等を交付する事業。 ・具体的な事務は以下のとおり。 ①届出等による事項の戸籍簿への記載、②戸籍簿の公示、③戸籍謄抄本等の交付、④戸籍謄抄本等交付手数料等の徴収 ・事業費は、事業実施に係る消耗品費、コピー機リース料、通信運搬費、戸籍事務研修旅費などに支出される。																													
全体計画(※期間限定複数年度のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>						総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)		0
総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金																											
		都道府県支出金																											
		地方債																											
		その他																											
		一般財源																											
	事業費計(A)	0																											
人件費	正規職員従事人数																												
	延べ業務時間																												
	人件費計(B)	0																											
トータルコスト(A)+(B)		0																											

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

- ・届出等による事項の戸籍簿への記載
- ・戸籍簿の公示
- ・戸籍謄抄本等の交付

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同様

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

- ・当市に本籍を有する者
- ・当市に届書等を提出又は送付する者
- ・戸籍謄抄本等の交付を申請する者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

- ・戸籍事務が正確に処理される。
- ・戸籍謄抄本等の交付事務が正確・迅速に行われる。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

計画的に質の高い行政運営がなされている。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 届書の受理件数	件
イ 戸籍謄抄本等の交付件数	件
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 届書等の届出者数	人
キ 戸籍謄抄本等の交付申請者数	人
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 申出又は職権による訂正件数	件
シ 戸籍事務所要時間	分
ス 戸籍謄抄本等交付所要時間	分

(2) 総事業費・指標等の推移

	単位	年度					
		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
投入量	事業費						
	国庫支出金	千円					
	都道府県支出金	千円	42	48	45	48	48
	地方債	千円					
	その他	千円	837	727	698	727	727
	一般財源	千円					
	事業費計(A)	千円	879	775	743	775	775
	人件費						
	正規職員従事人数	人	6	6	6	6	6
	延べ業務時間	時間	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	人件費計(B)	千円	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
	トータルコスト(A)+(B)	千円	20,079	19,975	19,943	19,975	19,975
⑤活動指標	ア	件	2,107	2,011	1,910	2,000	2,000
	イ	件	21,851	18,929	17,180	18,000	18,000
	ウ						
⑥対象指標	カ	人	2,935	2,787	2,729	2,700	2,700
	キ	人	21,851	18,929	17,180	18,000	18,000
	ク						
⑦成果指標	サ	件	45	41	27	40	40
	シ	分	20	20	20	20	20
	ス	分	3	3	3	3	3

事務事業ID	0063	事務事業名	戸籍事務
--------	------	-------	------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

・戸籍法が施行された昭和23年1月1日から、戸籍事務が始まった。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

・戸籍事務の電算化(大船渡地区は平成12年7月から、三陸地区は平成15年2月から供用)により、届出等による戸籍簿への記載、戸籍謄抄本等の交付事務の効率化が図られた。また、市総合行政情報システムの更新計画に基づき、戸籍システムをバージョンアップ、端末及びサーバの更新を行い、動作環境等の改善を図った。

・戸籍法の改正に伴い平成20年5月1日から、戸籍届出や戸籍謄抄本等の交付申請の際に、本人確認や委任状による代理権限の付与の確認を行っている。また、平成25年度から戸籍副本データを法務局に日々送信することとなり、システム改修などが行われた。

・H27.4.1組織変更により、課名が「市民環境課」に変更となった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・来庁した市民から、戸籍謄抄本等の交付に係る待ち時間が短くなったとの声が寄せられている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	親族的な身分関係を登録し公証することにより、適切な管理が図られることから、政策体系に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	戸籍法第1条及び地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、公共関与は妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	戸籍法等の規定に基づく事務であり、拡大・縮小の余地はない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	端末及びサーバーの更新により、さらに迅速で正確な事務処理を行っており、戸籍謄抄本の交付所要時間の短縮など十分な成果が得られている。成果向上の余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	戸籍法第1条及び地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるため、事務事業の廃止・休止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	事業実施に係る消耗品費、コピー機リース料、通信運搬費、戸籍事務研修旅費などであり、事業費削減の余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	11名の職員(正職員2名、派遣職員4名、非常勤職員3名、臨時職員2名)が受付、登録、審査、交付等の事務を分担して効率的に取り組んでおり、人件費を削減することは難しい。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	・大船渡市手数料条例の規定により、申請者から戸籍謄抄本等交付手数料等を徴収している。 ・戸籍謄抄本等交付手数料等は、他の市町村と同額程度であり、受益者負担は妥当である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																				
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																				
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	向上				維持		●	×	低下		×	×
	コスト																				
	削減	維持	増加																		
向上																					
維持		●	×																		
低下		×	×																		

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	東日本大震災の影響により、相続等の問い合わせや復興工事に係る謄抄本の交付請求など、未だ通常よりも業務量の多い状態が続いていることから、正確な事務執行と併せて効率的な事務処理を実施する。